



## 8月22日令和5年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会開催 75歳以上医療費窓口負担中止の声、届かず！わずか25分の審議。紹介議員の協力得られず 請願提出ならず「陳情」紹介のみ。傍聴者23名怒りと新たな運動への決意固める



議会終了後、参加者でまとめ

提案された議事日程に沿って審議が進められた。令和5年度「一般会計補正予算」「特別会計補正予算」、令和4年度「一般会計歳入歳出決算の認定について」「特別会計歳入歳出決算の認定」について、事務局長からの報告提案を受け、質疑討論、採択と進められた。これまでの定例会では、当局の報告提案に対し、質疑討論を行なわれたが、今定例会では一切の質疑討論がなく、議案は満場一致で可決された。これまでの発言、討論を行なっていたのは、共産党議員であり事前の議案説明を受け質問事項を検討し定例会に臨んでいた。残念ながら、今期共産党議員の選出はなく、共産党を除いた議員からは

一切の発言はなかった。議会に要した時間は、わずか25分と淡々と進められ終了した。コロナ禍、未曾有の物価高騰と高齢者の暮らしは困窮し、怒りと悲鳴が上がっているが、そういった高齢者の実態について一切議会では語られることはない。令和5年度第3回定例会では、保険料について提案審議がされる。このままでは、一方的な保険料値上げが進められる可能性が高く、強力な対策が求められている。

毎回提出している「議会請願」については、紹介議員の協力は得られず「陳情」となり審議はなかった。10月2日(月)には後期高齢者医療制度不服審査請求を提出する。より広く参加を呼びかけよう！  
**2023年8月17日愛知労働局長 阿部 充 様へ、  
愛知県最低賃金の改正決定に関する異議申出書提出** 最低賃金の大幅引き上げは待ったなし 時給1027円では人間らしい暮らしは出来ない 1500円の引き上げに向けた決意を示そう 以下 異議申出書の本文です

愛知地方最低賃金審議会が「最低賃金を1027円」と答申したことに、愛知県社会保障推進協議会<愛知社保協>は、異議を申し出ます。

7月24日に提出した意見書でも指摘しましたが、昨年から物価高騰が止まらない中、最新の7月の消費者物価は、前年同月比2.4%増と23カ月連続の上昇と2%越えは4カ月連続と13年11カ月ぶりの高水準となっています。特に、最低賃金が10月1日に改定される予定ですが、今年も10月には6000品目以上の多くの食品や飲料で値上げが予定されていて、家計への負担はさらに増えると見込まれます。さらに、実質賃金も3カ月連続のマイナスで、物価上昇に対して賃金の伸びは追いついていないのが現状です。これでは個人消費の冷え込みにつながる恐れがあり、専門家等からは景気への悪影響を懸念する指摘が出ています。医療・介護・福祉・年金・子育て・障害や生活保護を運動の柱に据え社会保障の充実を求める愛知社保協にとって、最低賃金の改定は、憲法25条に示されるように、県民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する観点から、最低賃金の大幅な改善をめざすことが必要ではないかと考えます。実際に鳥取県・島根県の目安を7円や青森県・大分県・熊本県の6円を上回る等の地方に反乱が起きています。Aランクだからといって同様に人間らしい生活を営むために時給1500円に向けた決意を示す絶好の機会と、とらえることが必要ではないでしょうか。

もう一つ異議を申し立てる理由は、中央最低賃金審議会の公開が原則に従って、愛知県でも初めて公開された専門部会は、私たちの期待を裏切る形になったと指摘せざるを得ません。多くの審議内容は、二者協議の場に移され、「闇の中」で実質審議が行われています。専門部会で出された答申の結果も審議会では結論だけが示されたものでした。私たちは、労働者代表と使用者代表がそれぞれどのような資料を基に最低賃金の金額を主張されたのか、公益代表も仲裁役としてどのように妥協点を見いだして結論を導いたのか、攻防の中味が知りたいと思うのが当然のことだと思います。残念ながら一歩進んで二歩後退ととらえています。さらに、他県で多くが意見陳述の場を設定していますが、愛知で行われない理由が分かりません。是非来年度は実現するように真摯な審議をお願いします。

最後に、初めて賃上げしやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者対策を政府に対して要望をしたことには唯一の喜ばしい出来事でした。ありがとうございました。 以 上